

19年度健全化判断比率などをお知らせします

# すべての項目で健全化基準を下回る比率

本年4月に一部施行された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)に基づき、市の19年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率の状況をお知らせします。

		算定の対象となる会計などの範囲							
一 関 市	一般会計等	一般会計	一般会計等に属する特別会計	土地取得事業 土地区画整理事業 都市施設等管理 市営バス事業 物品調達	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率(※)
	公営事業会計	特別会計	公営企業に係るもの以外の特別会計	国民健康保険 老人保健 介護サービス事業					
		法適用企業	水道事業						
		法非適用企業	水道事業 簡易水道事業 下水道事業 農業集落排水事業 浄化槽事業 工業団地整備事業						
		一部事務組合…一関地区広域行政組合、東稲産業開発組合、岩手県市町村総合事務組合 広域連合…岩手県後期高齢者医療広域連合							
		地方公社…一関地区土地開発公社 第三セクターなど							
基 準	健全	11.56%未満(※)	16.56%未満(※)	25%未満	350%未満	20%未満			
	早期健全化・経営健全化 (自主的な改善努力による財政健全化)	11.56%以上 20%未満	16.56%以上 40%未満	25%以上 35%未満	350%以上	20%以上			
	財政再生 (国などの関与による確実な再生)	20%以上	40%以上	35%以上					
一関市の比率(19年度決算)		—%	—%	17.2%	179.6%	—%			

※資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定します。  
※早期健全化基準は▽実質赤字比率11.25~15%▽連結実質赤字比率16.25~20%—の範囲内で地方公共団体の財政規模により決まります。

### ■財政健全化法の概要

この法律は、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的として昨年制定され、本年4月に施行されました。

これにより、地方公共団体には、次の事柄が義務付けられました。

- ①健全化判断比率等の議会への報告、公表
- ②健全化判断比率等が基準以上となつた場合、財政の早期健全化、公営企業の経営の健全化あるいは財政の再生を図るための計画を、議会の議決を経て策定、公表、外部監査の要求

### ■算定の対象

健全化判断比率等の算定は、一般会計などの普通会計だけで

なく、市の財政運営に影響を及ぼす公営事業会計、一部事務組合、地方公社などの財政負担も対象となります。

### ■健全化判断比率の基準

財政健全化法では、「健全」、イエローゾーンといえる「早期健全化」、そしてレッドゾーンである「財政再生」の3段階で財政の状況をチェックするとともに、特別会計なども合わせた連結決算によって財政状況を明らかにします。

健全化判断比率は①実質赤字比率②連結実質赤字比率③実質公債費比率④将来負担比率—の四つがあります。各比率を算定する基となる会計の対象範囲、各段階の数値基準は、右ページ

区分	一関市	13市平均
①実質赤字比率	—	—
②連結実質赤字比率	—	0.01%
③実質公債費比率	17.2%	17.2%
④将来負担比率	179.6%	170.7%
⑤経常収支比率 ※人件費、扶助費、公債費などの経常的支出に充てられた経常一般財源がどの程度の割合になるか、経常一般財源の残高はどの程度になるかを確かむための指標で、値が小さいほど自由に使える財源が多いことを示します。	90.8%	91.0%
⑥財政力指数 ※地方交付税に依存する度合いがどの程度かを示す指標(3カ年平均)で、値が大きいほど財政基盤が強いことを示します。	0.39	0.44
⑦公債費比率 ※公債費に充当された一般財源の標準財政規模に対する比率で、値が小さいほど公債費の負担が少ないことを示します。	17.5%	17.4%

の表のとおりです。

### ①実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計などの赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものです。

### ポイント

当市の一般会計などについては赤字が生じていないため、実質赤字比率はありません(指標は「—」で表示されます)。19年度における一般会計などの決算の赤字額は、25億3760万円でした。

### ②連結実質赤字比率

財産区会計を除くすべての会計の赤字と黒字を合算して、地方公共団体全体の赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものです。

### ポイント

当市はすべての会計について赤字が生じていないため、連結実質赤字比率はありません(指標は「—」で表示されます)。19年度における全会計の実質収支額の合計は、45億88万円の黒字です。

### ③実質公債費比率

一般会計などが負担する借入金の返済額やこれに準じる額の

大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものです。

### ポイント

当市の比率は17.2%で、早期健全化基準(25%)を下回っています。一般的に、公債費やこれに準じる経費は、削減したり、先送りしたりすることができない、いわゆる義務的経費であり、この比率が高まると、財政の弾力性が低下します。市では、18% (地方債の発行について許可が必要となる比率)を超えないよう、財政運営に努めています。

### ④将来負担比率

地方公共団体の一般会計などの借入金地方債や将来支払っていく可能性のある負債などの残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。

### ポイント

当市の比率は179.6%で、早期健全化基準(350%)を下回っています。

以上の比率と、その他の一般的な財政指標(暫定値)について、県内13市の平均と比較すると、上の表のとおりとなります。

### ■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営

企業の事業規模である料金収入等の規模と比較して指標化したものです。この比率が高くなるほど料金収入で資金不足を解消することが難しくなります。

### ポイント

当市では、水道事業、簡易水道事業、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽事業、工業団地整備事業の公営企業会計があります。が、すべての会計で黒字であり、資金不足はありません。

### まとめ

当市の19年度決算に基づく健全化判断比率等はいずれも早期健全化基準を下回っています。しかし、健全化判断比率等はあくまで法定の指標であることから、早期健全化基準を下回れば財政運営上問題がない、というわけではありません。他の財政指標も含め総合的に財政状況を分析していく必要があります。市総合計画の着実な推進を図るためには安定した財政基盤を確立する必要がありますことから、市民のご理解とご協力を得ながら、なお一層の財政健全化の推進に努めていきます。

◎問い合わせ先  
本庁財政課財政係